

【フランス】労働者の権利と子を亡くした家族の支援に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2020年6月8日、子を亡くした労働者及び公務員が取得できる休暇に関する権利並びに遺族に対する経済的な支援を拡大する法律第2020-692号が制定された。

1 背景と経緯

フランスでは、子を亡くした労働者が取得できる休暇は5日間である。しかし、葬儀や、実務的・行政的な手続を完了するためにこの休暇期間では不十分な場合や、子を亡くした悲しみ又は諸手続による肉体的疲労により仕事への復帰が困難な場合には、親は追加の年次休暇又は病気休暇 (arrêt maladie)¹を取得せざるを得ない。また、公務員については、家族行事の際に取得できる特別休暇は認められているが、子を亡くした場合の休暇に関する具体的な法的規定は存在しなかった。経済的にも、葬儀費用が高額であるほか、特に病気休暇は、取得開始後3日間は手当が支給されない²ため、遺族の負担は大きい。こうした状況を改善するため、子を亡くした場合等に、労働者及び公務員が取得できる休暇の権利並びに遺族への経済的支援を拡大する法案が、2018年6月27日、フランス議会下院に提出された。この法案には簡略審議手続 (procédure d'examen simplifiée)³が適用され、2020年1月30日に下院で可決され、上院に送付された。同年3月3日、上院は大幅な修正の上、法案を下院に再送付した。この法案は、下院で同年5月26日に可決され、同年6月8日に大統領審署を経て「労働者の権利と子供を亡くした家族の支援を改善するための法律第2020-692号」⁴として成立し、翌9日に公布された⁵。

2 法律の概要

本法律は、全9か条から成る。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 子を亡くした場合の忌引休暇 (第1条及び第2条)

25歳未満の子又は当該労働者が実質的かつ継続的に扶養していた者 (以下「被扶養者」) を亡くした労働者について、合計15日間の忌引休暇 (congé de deuil) を取得できることを定める (第1条)⁶。また、公務員についても、同じ内容の休暇制度を導入する (第2条)。この休暇は次の2種類の制度から成り、労働者又は公務員に対して、取得日数分の休業手当 (indemnité journalière) が支払われる。

(i) 従前の制度の7日間への延長

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

¹ 労働者が、病気・怪我により労働が不可能となった場合に、主治医の指示により取得できる休暇。

² 休暇取得開始後4日目から、医療保険 (Assurance maladie) により手当が支給される。

³ 通常の場合審議では、全体審議 (examen général) の後に逐条審議 (examen détaillé) が実施され、各条文について表決が行われるが、フランス下院において、簡略審議手続が適用されると、修正案が提出された条文のみを審議し、当該条文、修正案に係る条項及び法律案全体が表決に付される。

⁴ Loi n° 2020-692 du 8 juin 2020 visant améliorer les droits des travailleurs et l'accompagnement des familles après le décès d'un enfant. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000041975976/>>

⁵ フランスでは、条文中に特別に施行時期に関する定めがある場合を除いて、法律は公布と同日に施行される。

⁶ 本条は、2020年7月1日以降に子又は被扶養者を亡くした労働者について適用される。

子又は被扶養者を亡くした労働者の5日間の休暇について、故人が25歳未満である場合⁷、取得できる休暇を7日間に延長する（労働法典⁸L.第3142-4条の改正）。公務員については、「公務員の権利と義務に関する1983年7月13日の法律第83-634号」⁹第21条を改正し、子を亡くした場合に5日間の休暇を取得できることを明記した上で、故人が25歳未満である場合又は25歳未満の被扶養者を亡くした場合に、その休暇が7日間に延長されることを定める。

(ii) 8日間の特別休暇の新設

労働者（労働法典L.第3142-1-1条の創設）又は公務員（法律第83-634号第21条の改正）が、25歳未満の子又は被扶養者を亡くした場合に、上述の7日間の休暇とは別に8日間の特別休暇の取得を認める。この休暇は、子又は被扶養者の死後1年以内に、それぞれ最低1日以上2つの期間に分割して取得できる。

(2) 忌引休暇の寄付（第3条）

休暇の寄付¹⁰が認められる要件として、25歳未満の子又は被扶養者を亡くした同僚がいる場合を追加する（労働法典L.第1225-65-1条の改正）。この寄付は、子又は被扶養者の死後1年以内に、同じ企業の労働者同士又は同じ省庁に勤務する公務員同士で行うことができる。

(3) 生前に支給されていた手当の継続支給（第4条）

子が亡くなった後も、その子を対象に支給されていた家族給付¹¹を一定期間継続することを定める（社会保障法典¹²L.第552-7条の創設）¹³。

(4) 子を亡くした場合に支給される死亡一時金（第5条）

妊娠20週目以降の胎児又は年齢を問わず子若しくは被扶養者を亡くした者又は世帯に対する死亡一時金（capitale décès）の支給を定める（社会保障法典L.第545-1条の創設）¹⁴。支給額は扶養している子の人数及び親の資力に応じて異なる¹⁵。

(5) 遺族の雇用契約の継続義務（第8条）

使用者は、労働者が25歳未満の子又は被扶養者を亡くしてから13週間は、原則として労働契約を中断することができないことを定める（労働法典L.第1225-4-2条の創設）。

⁷ ただし、死亡した子自身が親である場合には年齢を問わずに、この制度の適用対象となる。

⁸ Code du travail. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072050/>

⁹ Loi n° 83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000504704/>>

¹⁰ 重篤な病気を持つ子の親に対する休暇日の寄付を認める2014年5月9日の法律第2014-459号（Loi n° 2014-459 du 9 mai 2014 permettant le don de jours de repos à un parent d'un enfant gravement malade. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000028909824/>>）により創設された制度。重篤な病気、障害又は大きな事故による怪我等の理由で継続的なケアを必要とする20歳未満の子の世話をしている同僚に対して、別の労働者が自身の未取得の休暇日数を放棄してその者に寄付することができる制度。

¹¹ これに該当するのは、2人目以降の子を対象に支払われる定額給付金、家族手当（allocation familiale）、補足家族手当（complément familial）、障害児教育手当（allocation d'éducation de l'enfant handicapé）、育児分担当手当（prestation partagée d'éducation de l'enfant）、基礎手当（allocation de base）、家族支援手当（allocation de soutien familial）、新学年手当（allocation de rentrée scolaire）である。改正前の制度では、子が亡くなった後も一定期間継続して受給できるのは、乳幼児受入手当（prestation d'accueil du jeune enfant）と育児分担当手当のみであった。

¹² Code de la sécurité sociale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006073189/>>

¹³ 本条の規定は、遅くとも2022年1月1日までに制定されるデクレ（décret）により定められる日以降に亡くなった子について適用される。2021年6月現在、該当するデクレは定められていない。

¹⁴ 本条の規定は、2021年1月1日以降に亡くなった子について適用される旨がデクレ（Décret n° 2020-1688 du 23 décembre 2020 relatif à la mise en place d'une allocation forfaitaire versée en cas de décès d'un enfant. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042739385/>>）で定められた。

¹⁵ 2021年6月現在、資力が87,385ユーロ以下の者又は世帯には2,012ユーロ、87,385ユーロを超える者又は世帯には1,006ユーロの死亡一時金が支給される。基準となる資力の額は、扶養している子供1人につき5,827ユーロ増額される。なお、1ユーロは約130.8円（令和3年6月分報告省令レート）。